

災害時における障害物除去に関する重機の保管開始について

区は、災害発生時に区のみでは十分な応急措置を実施することができないと判断した場合において、「災害時における障害物の除去に関する協定」に基づき、区
の要請に応じて建設資機材及び労力の提供を受けることによって、緊急輸送道路
等で発生したがれき等の障害物の除去や復旧作業を行うこととしています。

こうした中、旧杉並中継所（井草防災拠点）敷地内に、本協定を見直し、相手
方が保有する重機の保管場所を設け、発災時において、迅速かつ確実に道路啓開
を行うことができる体制を整備することとしたため報告いたします。

1 目的

発災時において、緊急車両等による救命・救急活動、及び区が備蓄を進めて
いる 3 日分の食料等の物資を震災救援所等へ配送するためのルートの確保等
を図るため、迅速かつ確実に道路啓開を行うことができる体制を整備する。

2 協定の相手方

杉並土木災害防止協力会

3 概要

(1)保管場所

旧杉並中継所（井草防災拠点）
杉並区井草四丁目 15 番 18 号

(2)保管開始

令和 4 年 6 月中旬

(3)その他

- 保管する重機については震災時だけでなく、風水害や雪害時においても活用することとする。
- 重機は、井草防災拠点の敷地内に常時 1 台以上保管するものとする。
- 道路啓開等の実効性を確保するため、年 1 回、重機を活用した訓練等を実施する。